

市営住宅連帯保証人取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、浜松市営住宅条例(平成9年浜松市条例第73号。以下「条例」という。)第10条第1項第1号に定める連帯保証人の取扱いについて、必要な事項を定める。

(連帯保証人の資格)

第2条 市長が適当と認める連帯保証人は、次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 浜松市内在住又は浜松市中心部より車等で2時間以内で到着できる住所の者
- (2) 保証能力のある親族(市営住宅に入居しようとする者の家賃の3倍以上の月収のある者)
- (3) 県営・市町村営住宅、雇用促進住宅の入居者又は入居予定でない者
- (4) 住民税等の滞納がない者
- (5) 日本国籍の者又は永住者若しくは特別永住者

2 前項により難い特別の事情があり、市長が認める場合は前項の規定を適用しない。

(資格の証明)

第3条 連帯保証人は、前条に規定する者であることを証明するため、請書の提出時に次の書類を添付しなければならない。

- (1) 所得を証する書類(所得証明書、課税証明書等)
- (2) 市税納税証明書
- (3) 印鑑登録証明書

(連帯保証人の変更)

第4条 次の場合には、入居者は市営住宅条例施行規則第4条の2に規定する手続きにより保証人の変更を届けなければならない。

- (1) 連帯保証人が死亡したとき
- (2) 連帯保証人が退職等により、保証能力を失ったとき
- (3) 連帯保証人が市町村営住宅、県営住宅及び雇用促進住宅(移転就職者用宿舍)に入居したとき

- 2 前項の場合において、入居者の家賃、駐車場使用料及び損害金に滞納があるときは、その連帯保証人は、債務引受確約書(第1号様式)を提出しなければならない。

(連帯保証人の調査)

第5条 市長は、市営住宅の入居者に対して、連帯保証人の報告書(第2号様式)の提出を求めることができる。

附 則

この要領は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

あて先

浜松市長

債務引受確約書

私は、浜松市 区 市営住宅 団地 棟 号室の名義人、
の連帯保証人になるに当たり、下記の未払い金額及び延滞金について、連帯し
て債務を引受けることを承諾し、本書を差し入れ、後日の証とします。

記

- | | | | | | | |
|---|---------------|-----------|-----|--|--|-----|
| 1 | 未払い金額 | 金 | 円 | | | |
| | 内訳 | | | | | |
| | (1)家賃 | 金 | 円 | | | |
| | 平成 年 月分 | から平成 年 月分 | までの | | | か月分 |
| | (2)駐車場使用料 | 金 | 円 | | | |
| | 平成 年 月分 | から平成 年 月分 | までの | | | か月分 |
| | (3)損害金 | 金 | 円 | | | |
| | 平成 年 月分 | から平成 年 月分 | までの | | | か月分 |
| 2 | 上記未払い金額に係る延滞金 | | | | | |

平成 年 月 日

連帯保証人

住 所

氏 名

Ⓜ

生年月日

TEL

印は、印鑑登録してある印を押してください。

(あて先)
浜松市長

住所
入居者
氏名
電話番号

印

連帯保証人の報告書

私の連帯保証人について、下記のとおり報告します。

記

連帯保証人	氏名	
	住所	
	職業・勤務先 電話番号	
	入居者との関係	

連帯保証人が死亡した場合や退職等により保証能力を失った場合は、連帯保証人変更申請書の提出が必要となります。